

建設工事の技術者の専任等及び現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱い

主任技術者の専任等に係る取扱い

次に掲げる要件の全てを満たす工事について、専任の兼任を認める。

1. 矢板市発注の工事で、入札公告等に兼任可能である旨明記されているもの。
2. 工事対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められ工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事場所が近接しているもの。
3. 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事含む場合は、原則2件とする。
4. 過去5年間に、現場代理人若しくは主任（監理）技術者として配置した矢板市発注工事において、工事成績評価が「D」以下でない者。

ただし、次の工事は兼任を認めない。

※1 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事。

※2 低入札価格調査を経て契約締結した又は締結しようとする工事。

現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱い

次に掲げる要件の全てを満たす工事については、現場代理人の常駐義務を緩和し、工事現場の兼任を認める。

1. 矢板市発注の工事で、入札公告等に兼任可能である旨明記されているもの。
2. 兼任できる工事は、同一現場代理人は2件までとする。
3. いずれの兼任工事も請負代金額が3,500万円未満とする。
4. 工事を兼任する現場代理人は、工事現場の安全管理を徹底し、常に市（監督員）と連絡が取れる体制を確保すること。
5. 現場代理人は、駐在する現場に偏りがないように配慮しつつ、兼任する現場いずれかに必ず駐在し、兼任する現場の管理運営に努めるものとする。
6. 過去5年間に、現場代理人若しくは主任（監理）技術者として配置した矢板市発注工事において、工事成績評価が「D」以下でない者。

注意事項

※ 個々の工事の施工難易度や工事現場の条件等により兼任が不可能と判断した場合は、兼任を認めず、また、兼任を取消すことがある。

※ 現場代理人又は主任技術者を兼任させようとする場合は、双方の監督員と工事打合せ簿により協議のうえ、承認を受けなければならない。承認を得たのち、管財担当へ現場代理人（主任技術者）の兼任届出書（様式第1号）を協議書の写しとともに提出すること。